

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月1日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第 / 号

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第2号中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、「配水事務所」の右に「鳥羽水環境保全センター」を加え、「処理場」を「水質管理センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局人事部人事課)